

建設業退職金共済制度「掛金収納書（契約者が発注者へ）」提出書
又は掛金収納書を提出できない場合の理由書

- 1 工事番号・名称 第 -41330- 号 工事
- 2 請負代金額 _____ 円
- 3 証紙購入額 _____ 円

(3) 掛金収納書を提出できない理由等)

.....
.....
.....
.....

【掛金収納書貼付欄】

(注) 請負契約金額から消費税を引いた額が100万円以上となる工事の請負者は、建設業退職金共済組合の発注者用掛金収納書(以下「収納書」という。)を次により発注者に提出しなければならない。
ア. 最初に提出する収納書は、対象工事請負額に2/1,000(建築工事は、1.5/1,000)を乗じて得た額以上の当該工事請負に係るものとし、福島県工事請負契約約款第4条に基づく工程表とともに提出するものとする。
イ. 前記アによって処理した後、貼付の状況、契約変更などにより増減の必要が生じた場合は、その都度必要数を購入し、収納書は、完成届提出の際一括して発注者に提出するものとする。
請負者が今後の所要見込額も含めて証紙を一括購入している場合等、前記による収納書が提出できない正当な理由がある場合は、その旨及び購入予定等を記載した調書を提出しなければならない。